

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。
5. 平成 28 年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長するとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。